ヘ　区分番号Ｄ００６の７に掲げるヘパプラスチンテスト
ト　区分番号Ｄ００６の14に掲げるフィブリノゲン分解産物（ＦｇＤＰ）
チ　区分番号Ｄ００６の35に掲げるフィブリノペプチド
リ　区分番号Ｄ００７の１に掲げる膠質反応
ヌ　区分番号Ｄ００７の50に掲げるＣＫアイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ（ＰＨ）
ル　区分番号Ｄ００７の51に掲げるα－フェトプロテイン（ＡＦＰ）定性（腟分泌液）
ヲ　区分番号Ｄ００９の９に掲げるＣＡ50
ワ　区分番号Ｄ００９の16に掲げるⅠ型プロコラーゲン－Ｃ－プロペプチド（ＰＩＣＰ）、ＳＰ１
カ　区分番号Ｄ００９の20に掲げる遊離型フコース（尿）
ヨ　区分番号Ｄ００９の22に掲げるＣＡ130、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント（ＨＣＧβ－ＣＦ）（尿）
タ　区分番号Ｄ００９の23に掲げる膵癌胎児性抗原（ＰＯＡ）
レ　区分番号Ｄ００９の25に掲げるＨＥＲ２蛋白（乳頭分泌液）
ソ　区分番号Ｄ０１２の５に掲げる連鎖球菌多糖体抗体（ＡＳＰ）半定量
ツ　区分番号Ｄ０１２の16に掲げる抗デオキシリボヌクレアーゼＢ（ＡＤＮａｓｅＢ）半定量
ネ　区分番号Ｄ０１２の21に掲げるノイラミニダーゼ定性
ナ　区分番号Ｄ０１２の37に掲げるレプトスピラ抗体
ラ　区分番号Ｄ０１２の46に掲げるボレリア・ブルグドルフェリ抗体
ム　区分番号Ｄ０１２の49に掲げるダニ特異ＩｇＧ抗体、Ｗｅｉｌ－Ｆｅｌｉｘ反応
ウ　区分番号Ｄ０１４の22に掲げるＣ３ｄ結合免疫複合体
ヰ　区分番号Ｄ０２３－２の３に掲げる腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒（ＴＤＨ）定性

３　第１章の規定にかかわらず、区分番号Ａ１０１の注11に規定する診療料は、平成30年３月31日までの間に限り、算定できるものとする。

４　第２章の規定にかかわらず、区分番号Ｂ００１の22の２に規定する診療料は、平成29年３月31日までの間に限り、算定できるものとする。

５　診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第　　号）による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一区分番号Ｈ０００の注２及び注３、区分番号Ｈ００１の注１本文及び注４、区分番号Ｈ００２の注１本文及び注４並びに区分番号Ｈ００３の注２及び注３の規定については、平成28年３月31日においてこれらの規定の適用を受ける患者に限り、なおその効力を有するものとする。

６　平成28年３月31日において旧算定方法別表第一区分番号Ｈ００１の１のロ、２のロ若しくは３のロ又は注４のイの⑵、同ロの⑵若しくは同ハの⑵の規定の適用を受ける患者に対する区分番号Ｈ００１－２の注１から注４までの規定の適用については、注１については、「廃用症候群の診断又は急性増悪から120日以内」とあるのは、「発症、手術又は急性増悪から180日以内」、注２については、「当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪」とあるのは、「それぞれ発症、手術又は急性増悪」、注３については、「当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪」とあるのは、「それぞれ発症、手術又は急性増悪」、注４については、「廃用症候群の診断又は急性増悪から120日」とあるのは、「発症、手術又は急性増悪から180日」とする。

別表第二
歯科診療報酬点数表
［目次］
第１章　基本診療料
第１部　初・再診料
第１節　初診料
第２節　再診料
第２部　入院料等
第１節　入院基本料
第２節　入院基本料等加算
第３節　特定入院料
第４節　短期滞在手術等基本料
第２章　特掲診療料
第１部　医学管理等
第２部　在宅医療
第３部　検査
第１節　検査料
第２節　薬剤料
第４部　画像診断
第１節　診断料
第２節　撮影料
第３節　基本的エックス線診断料
第４節　フィルム及び造影剤料
第５部　投薬
第１節　調剤料
第２節　処方料
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第５節　処方せん料
第６節　調剤技術基本料
第６部　注射
第１節　注射料
第１款　注射実施料
第２款　無菌製剤処理料
第２節　薬剤料
第３節　特定保険医療材料料
第７部　リハビリテーション
第１節　リハビリテーション料
第２節　薬剤料
第８部　処置
第１節　処置料
第２節　処置医療機器等加算
第３節　特定薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第９部　手術
第１節　手術料
第２節　輸血料
第３節　手術医療機器等加算
第４節　薬剤料